

○学校法人東海大学固定資産及び物品管理規程

(制定 昭和39年9月19日)

改訂	昭和54年4月1日	1997年4月1日
	2008年4月1日	2013年4月1日
	2014年4月1日	2019年4月1日
	2020年4月1日	2022年4月1日
	2023年4月1日	2025年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東海大学（以下「この法人」という。）の固定資産及び物品（以下「物件」という。）の管理に関する基準を定め、その適正な管理を期することを目的とする。

(物件の定義)

第2条 固定資産とは、学校法人東海大学経理規程（以下「経理規程」という。）第25条に、物品とは、経理規程第34条にそれぞれ定めるところによる。

2 物件は、別表1のとおり区分する。

(適用範囲)

第3条 物件の管理（以下「管財」という。）は、この規程の定めるところによる。ただし、図書については、図書を管理する部署の定めによる。

(管財の原則)

第4条 物件は、常に良好な状態において維持管理するとともに経済性に留意し、有効かつ適切に運用しなければならない。

(部門及び管財単位)

第5条 この法人の管財は、経理規程第5条に定められた部門及び経理単位（以下「管財単位」という。）に区分し、管理する。

(管財体制)

第6条 管財体制として、管財統括責任者、管財部門責任者、管財単位責任者、管財責任者、保管責任者、管財事務局を置く。

2 管財統括責任者は、理事長とし、この法人が保有する物件の管理を統括する。

3 管財部門責任者は、経理規程第8条の経理部門責任者とし、その役割は別に定める。

4 管財単位責任者は、経理規程第9条の経理単位責任者とし、その役割は別に定める。

5 管財責任者は、管財を所管する部署の課長相当職以上とし、その役割は別に定める。

6 保管責任者は、物件が設置されている各部課（科）等の所属長とし、その役割は別に定める。

7 この法人の管財に関する事務局は、理事長室とする。

第2章 物件の管理

(固定資産の取得)

第7条 この規程において固定資産の取得とは、財産の増加を伴う購入、新設、増設、改築改造、交換及び受贈をいう。

2 管財責任者は、物件を取得したときは、別に定める手続を行わなければならない。

(損害保険)

第8条 有形固定資産を取得又は除却したとき及び保険期間が満了するときは、適切な条件で保険契約の締結又は解約及び継続について、管財責任者は管財事務局と協議の上、学校法人東海大学寄附行為施行細則（以下「寄附行為施行細則」という。）第8条に定める手続を経て行わなければならない。

(交換、受贈)

第9条 固定資産の交換又は受贈については、寄附行為施行細則第8条に定める手続を経て行わなければならない。

2 交換又は受贈については、第7条及び第17条の手続を準用する。

(修繕)

第10条 固定資産の修繕を実施したときは、別に定める手続により記録しなければならない。

(固定資産の価額)

第11条 固定資産の価額は、経理規程第26条に定めるところによる。

2 増設及び改築改造を実施した固定資産の価額は、取得価額に新たに増設、改築改造に要した経費を加算した合計額又は構成部品の価額の合計額とする。

(現物照合)

第12条 固定資産については、毎会計年度1回以上現物照合を行わなければならない。

2 物品については、必要に応じ実地棚卸を行わなければならない。

(移管)

第13条 施設の移管については、寄附行為施行細則第8条に定める手続を経て行わなければならない。

2 設備の移管については、別に定める手続による。

(移動)

第14条 施設・設備を移動するときは、別に定める手続による。

(返納)

第15条 設備を返納するときは、別に定める手続による。

(破損、滅失)

第16条 使用中の施設・設備について破損又は滅失の事実を発見したときは、別に定める手続による。

(固定資産の除却)

第17条 固定資産の除却については、寄附行為施行細則第8条に定める手続を経て行わなければならない。

2 機器備品の除却については、別に定める手続による。

(校外持出し)

第18条 機器備品及び換金性の高い物品を校外に持出しするときは、別に定める手続による。

(帳簿書類)

第19条 物件の管理に使用する帳簿書類の名称及び様式は、別に定める。

(帳簿書類の保存期間)

第20条 物件の管理に関する帳簿書類の保存期間は、学校法人東海大学文書管理規程に

よる。

第3章 借用物件の管理

(借用物件の管理)

第21条 借用物件の管理は、この規程を準用し、手続については、別に定める。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、学校法人東海大学理事会の承認を得なければならない。

(実施に関する必要事項)

第23条 この規程を実施するために、必要な事項及び管理事務手続については、学校法人東海大学固定資産及び物品管理施行細則に定める。

付 則

この規程は、昭和39年9月19日から施行する。

付 則 (2025年4月1日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表

【別表1 固定資産及び物品区分表】



学校法人東海大学
固定資産及び物品管理規程

【別表2 機械器具・備品分類表】



学校法人東海大学
固定資産及び物品管理規程